

高知市「海と森が映える水とみどりのまちづくり」水環境再生計画 新旧対照表

新（変更後）	旧（変更前）
<p style="text-align: center;"><b>地域再生計画</b></p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 地域再生計画の区域 高知市の全域（平成20年1月1日、市町合併による旧春野町区域を含む。）</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>高知市は、高知県のほぼ中央に位置し、県域をリードする人口約<u>34万人</u>の中核都市であり、「環境と共生する安全で快適な都市」の実現を目指し、循環型社会の形成に向けた取組みを進めている。</p> <p>（略）</p> <p>本市では、生活排水等を処理し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を行うとともに個人設置型浄化槽への補助を行ってきている。平成16年度末の汚水処理人口普及率は68.21%（うち、公共下水道46.58%、合併処理浄化槽等21.63%）である。また、公共用水域の水質汚濁の原因の約7割が生活排水に起因していることなどから、これらの発生源対策として公共下水道及び浄化槽を効率的・効果的に整備していく必要がある。</p> <p><u>また、平成20年1月1日、春野町との合併により、旧春野町地域で実施されてきた浄化槽設置整備事業（個人設置への補助）を実施していくとともに、当該地域については農業集落排水事業実施区域、コミュニティ・プラント処理区域、団地排水処理区域（集合処理による合併処理浄化槽）があり、浄化槽設置整備事業区域との整合性を図っていくものである。</u></p> <p><u>以上の内容を踏まえ、公共下水道と浄化槽の汚水処理施設の整備を一体的に進め、河川や海域等の水質改善を図り「海と森が映える水とみどりのまちづくり」を推進する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>地域再生計画</b></p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 地域再生計画の区域 高知市の全域</p> <p>4 地域再生計画の目標</p> <p>高知市は、高知県のほぼ中央に位置し、県域をリードする人口約<u>33万人</u>の中核都市であり、「環境と共生する安全で快適な都市」の実現を目指し、循環型社会の形成に向けた取組みを進めている。</p> <p>（略）</p> <p>本市では、生活排水等を処理し、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道の整備を行うとともに個人設置型浄化槽への補助を行ってきている。平成16年度末の汚水処理人口普及率は68.21%（うち、公共下水道46.58%、合併処理浄化槽等21.63%）である。また、公共用水域の水質汚濁の原因の約7割が生活排水に起因していることなどから、これらの発生源対策として公共下水道及び浄化槽を効率的・効果的に整備していく必要がある。</p> <p><u>このため、公共下水道と浄化槽の汚水処理施設の整備を一体的に進め、河川や海域等の水質改善を図り「海と森が映える水とみどりのまちづくり」を推進する。</u></p>

(目標1) 公共下水道及び浄化槽による汚水処理施設の整備の促進

- ・汚水処理人口普及率を68.21%から75.60%に向上

(目標2) 公共用水域の水質の改善

- ・浦戸湾の水質環境基準の達成等(内湾B類型、外湾A類型)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要 (略)

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも高知市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道

「浦戸湾東部処理区域(下知潮江処理分区)」のうち海老丸分区の全部

- ・浄化槽

公共下水道事業計画(認可区域)以外の地域

農業集落排水事業実施地区及び農業集落排水事業の実施が確実と見込まれる地区以外の区域

コミュニティ・プラント処理区域及び団地排水処理区域以外の区域

5-3 その他の事業

水環境の再生を目指し、生活排水対策等の水質保全施策を総合的に推進するため、次の取組みを進める。

(目標1) 公共下水道及び浄化槽による汚水処理施設の整備の促進

- ・汚水処理人口普及率を68.21%から75.49%に向上

(目標2) 公共用水域の水質の改善

- ・浦戸湾の水質環境基準の達成等(内湾B類型、外湾A類型)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要 (略)

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の整備箇所を示した図面による。

[事業主体]

- ・いずれも高知市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

- ・公共下水道

「浦戸湾東部処理区域(下知潮江処理分区)」のうち海老丸分区の全部

- ・浄化槽

公共下水道事業計画(認可区域)以外の地域

5-3 その他の事業

水環境の再生を目指し、生活排水対策等の水質保全施策を総合的に推進するため、次の取組みを進める。

(1) 生活排水対策の推進

生活排水対策の推進を図るため、新たな「高知市生活排水対策推進計画」の策定（平成17～18年度）にあわせ、次の事業等に取り組む。

① 生活排水処理現況調査

市内各戸における生活排水に関して、下水道、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿汲み取り、その他（自家処理等）に加え、春野町で実施されてきた農業集落排水施設、コミプラ等の処理状況を調査しデータベース化するとともに、それぞれの処理方式を所管する実施機関と連携した管理システムの構築を目指す。

特に、浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行以前のものや未届等により、その設置状況が不明なものが市内に数万基（そのほとんどが単独処理浄化槽）があるとされており、これらの実態を明らかにし、合併処理浄化槽への転換等を促進する。

以下、略

(1) 生活排水対策の推進

生活排水対策の推進を図るため、新たな「高知市生活排水対策推進計画」の策定（平成17～18年度）にあわせ、次の事業等に取り組む。

① 生活排水処理現況調査

市内各戸における生活排水に関して、下水道、単独処理浄化槽、合併処理浄化槽、し尿汲み取り、その他（自家処理等）の処理状況を調査しデータベース化するとともに、それぞれの処理方式を所管する実施機関と連携した管理システムの構築を目指す。

特に、浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行以前のものや未届等により、その設置状況が不明なものが市内に数万基（そのほとんどが単独処理浄化槽）があるとされており、これらの実態を明らかにし、合併処理浄化槽への転換等を促進する。

以下、略